

# (1) 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
		建築物	工作物	
指定地区全域 （「最上山自然ゾーン」、 「公共公益施設ゾーン」を 除いた区域を『城下町ゾーン』という。）	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道穴栗下徳久線以南については、この限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。</li> <li>・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。</li> </ul>	
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根を基本とする。</li> <li>・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。</li> <li>・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。</li> </ul>		
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。</li> <li>・色相はY R（橙）系及びY（黄）系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。</li> </ul>		
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>		
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。</li> <li>・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。</li> </ul>		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）から目立たないようにする。</li> <li>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通り（注1）及び最上山の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。</li> </ul>		
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。</li> </ul>		
	町家商店街通り（注2、3）	壁面の位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。</li> <li>・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>
		高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。</li> </ul>
		屋根・庇		<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。</li> </ul>
外壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。</li> <li>・看板建築（注4）のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。</li> </ul>		
建具		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。</li> <li>・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。</li> </ul>		
建具		<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。</li> </ul>		
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。</li> </ul>			

区域	項目	景観形成基準		
		建築物	工作物	
指定地区全域	酒蔵通り (注2)	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町家商店街通り」の基準と同じ。</li> <li>・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> <li>・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> <li>・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。</li> <li>・やむを得ず上記によることが出来ない場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。</li> <li>・山並みの稜線を分断する位置への配置は避ける。</li> </ul>
		高さ		
		屋根・庇		
		外壁		
		建具		
	外構			
	掲出物			
	寺社通り (注2、3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高さ」、「屋根・庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。</li> </ul>		
	最上山自然ゾーン	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。</li> </ul>	
		外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木の保全に努める。</li> <li>・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。</li> </ul>	
建築設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の樹木から突出ないように設置する。</li> </ul>		
公共公益施設ゾーン (注5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定地区全域」の「高さ」の基準を除外する。</li> <li>・公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。</li> </ul>			
幹線道路特例区間 (注6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。</li> </ul>			

(注1) 「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(注2) 対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(注3) 「町家商店街通り」と「寺社通り」に面する建築物は、両方の通りの基準を適用する。

(注4) 木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいう。装飾・意匠は洋風が多い。

(注5) 「幹線道路特例区間」を除く。

(注6) 対象は、県道穴栗下徳久線に面する建築物とする。

## (2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。</li> </ul>